

第3期「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見
 特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

No.	
1	<p>①対象箇所 施策番号：全体 該当ページ・行：</p> <p>②意見 消費者委員会は、特定保健用食品等の在り方に関する専門調査会から提出を受けた「特定保健用食品等の在り方に関する専門調査会報告書」の内容を踏まえ、2016年4月12日に健康食品の表示・広告の適正化に向けた対応策と、特定保健用食品の制度・運用見直しについての建議を関係大臣に行った。この建議の趣旨を消費者基本計画の全体に反映すべきである。</p>
2	<p>①対象箇所 施策番号：2（3）②いわゆる健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化 該当ページ・行：44・35～</p> <p>②意見 食品表示法が施行されたが、制度が実効的に運用できるよう、既存の適格消費者団体等の意見を聞きながら、綿密な準備を進めるべき。適格消費者団体の差止請求権が食品表示法に位置付けられ付帯決議においても差止請求の実効性を担保するため、適格消費者団体に対して食品表示に関する情報提供その他の支援を行うこととされています。実効性のあるものとするため次のことを実現すべきです。</p> <p>①食品関連事業者が表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料を提出しないときは、原則として「著しく事実と相違する表示」があったものと同様の取り扱いがなされるよう②保健所やFAMIC等、食品に関する検査機能を有する公的機関に対して、検査等の協力を要請できるよう③制度を活用するために食品購入等の必要な費用について財政的支援を受けられるよう、工夫すべき。</p>
3	<p>①対象箇所 施策番号：3（1）商品・サービス横断的な法令の厳正な執行、見直し 該当ページ・行：50・1～52</p> <p>②意見 消費者契約法の改正は民法改正待ちになるのではなく、不招請勧誘の禁止・適合性原則の導入、第9条第1号における「平均的な損害」の立証責任は、事業者側が負うようにするなど消費者契約法の改正を早期に図るべき。</p>

4	<p>①対象箇所 施策番号：5（1）①消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判 手続の特例に関する法律（消費者裁判手続特例法）の円滑な施行 該当ページ・行：125（ハ）</p> <p>②意見 KPI が消費者裁判手続特例法に基づき事業者が現実に弁済した総額とされ ているが、制度の趣旨からすると件数や対象消費者数も盛り込むべき。</p>
5	<p>①対象箇所 施策番号：5（1）①消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判 手続の特例に関する法律（消費者裁判手続特例法）の円滑な施行 該当ページ・行：129・1～18</p> <p>②意見 消費者裁判手続特例法の施行後は直ちに特定適格消費者団体が新制度を活 用できるよう、制度施行前に特定適格消費者団体を目指す団体への財政措置を 含めた活動への支援を早急に実施すべき。適格消費者団体設立の促進だけでな く、既存の適格消費者団体への支援を実施すべき。</p> <p>消費者団体訴訟制度の公益的な位置付けから考えると、適格消費者団体及び 特定適格消費者団体が活用できる民間基金への公的資金の投入が必要である。</p> <p>仮差押えの担保金は、公的な資金を中心とするべきである。短期的には、貸 し出しに限りて実現し、中長期的には返済を不要としていくべきである。</p>
6	<p>①対象箇所 施策番号：5（1）①消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判 手続の特例に関する法律（消費者裁判手続特例法）の円滑な施行 該当ページ・行：129・1～18</p> <p>②意見 消費者団体訴訟制度の周知・広報にあたっては適格消費者団体からの意見を 十分に反映してすすめるべき。特に、消費者裁判手続特例法の施行を機に新制 度の周知・広報を徹底するとともに、特定適格消費者団体を騙る制度悪用等を 未然に防止するために必要な体制を整えるべき。</p> <p>また、適格消費者団体へのPIO-NET 端末の設置については、各種差止請求権 の有効活用はもとより、消費者裁判手続特例法の施行時にはより多くの被害が 発生している事案を把握するためにも、適格消費者団体に設置し、消費者裁判 手続特例法運用開始以前に運用を通じた改善を図ることができるよう、可及的 速やかに費用面も含めた諸準備をすすめるべき。</p>